

第7回 官業民営化等WG 議事録（経済産業省ヒアリング）

1. 日時：平成16年9月17日（金）13:00～14:30
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目： 電気工事士免状交付
 鉱業権登録
 鉱業権設定許可のための審査
 租鉱権登録
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
 鈴木主査、本田委員、安念専門委員、大橋専門委員、福井専門委員
 経済産業省
 電気工事士免状交付
 原子力安全・保安院 電力安全課長 成瀬 卓也（以下「成瀬電力安全課長」という）
 電力安全課 課長補佐 武山 松次
 （以下「武山電力安全課課長補佐」という）
 鉱業権登録、 鉱業権設定許可のための審査、 租鉱権登録
 資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課長 平野 正樹
 （以下「平野政策課長」という）
 政策課 鉱業法規専門職 内川 純一
 （以下「内川政策課鉱業法規専門職」という）
 政策課 企画調整一係長 浅野 大介
 （以下「浅野政策課企画調整一係長」という）

福井専門委員 お忙しいところをありがとうございました。

それでは、7～8分を目途に資料を御説明いただきまして、その後、質疑ということでもよろしくお願ひ申し上げます。

成瀬電力安全課長 経済産業省原子力安全・保安院電力安全課長をしております、成瀬でございます。

座って説明させていただきます。

お手元にヒアリング調査票があるかと思しますので、そちらに基づいて御説明させていただきます。

今回、私どもの方でヒアリングを受けさせていただきますのは、電気工事士の免状交付という事務でございます。

根拠法令は、電気工事士法というのがございまして、そちらの第4条第2項というところで電気工事士の免状交付の事務が規定されております。

実施主体は、都道府県知事ということでございます。

この事務の従事者数、予算額につきましては、これは都道府県の事務でございまして、申し訳ござ

いませんが、私どもの方では把握してございません。

事業の内容というのは、電気工事士の免状交付事務を都道府県知事が行うということでございます。

民間移管をするということで、検討する具体的内容でございますが、電気工事士法の免状交付というのは、申請者の実務経験等の審査を必要とする場合があるということで、その審査業務は引き続き都道府県知事において実施していただくことが必要であると考えておりますが、それら以外の事務については、個人情報の厳格な管理等、一定の要件を満たすことを条件とした上での委託ということが考えられます。

したがって、それを踏まえたスキームの措置を講じることというのが民間移管の具体的内容ということで考えているところでございます。

その次は、事前にいただいた御質問に沿って御説明させていただきたいと思いますが、電気工事士免状交付に関する一連の事務の流れ、それから免状交付事務における国と都道府県との役割分担と、これを2つ併せまして、次の別紙の1の方で御説明させていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、別紙1をごらんいただきたいと思います。

電気工事士の資格取得の手続の流れを簡単に示した図でございます。電気工事士の免状を取得する場合には、2通りの方法がございます。

1つは、左側の試験によるものでございます。これは、試験の申請をする者は、電気工事士試験、これは1種と2種と2種類ございますが、この試験の受験申し込みをしていただきます。

筆記試験と技能試験がございます。まず、筆記試験に合格した者に、次の技能試験を受けてもらうという仕組みになっております。

この試験の合格者に対して試験合格者という資格が与えられます。これに合格いたしますと、2種の場合は試験の合格をもって免状資格の要件を満たすことになるのですが、第1種につきましては、更に実務経験が必要とされております。この実務経験が適格であるかどうかということを示す書類を添えて、今度は電気工事士免状の交付申請というのを都道府県にさせていただくということになっております。

これが、試験を受けていただく場合の一連の流れになりますが、右側の方に、他の資格及び実務経験等による申請者というのがございます。これは、試験を受けた者と同等の技能、知識を有するというのを都道府県知事が認める者というのも、免状交付の対象になります。

こうした方につきましては、試験は必要ではなく、直接都道府県の方に電気工事士免状の交付申請をするということになります。それで都道府県の方で申請を受けた者について、要件を満たしているかどうかということ審査いたします。

それから、横にちょっと書いてございますが、法に規定する条項に該当する者は免状の交付を拒否することができるということになっておりまして、具体的には、過去免状の返納をさせられたことがあるというような人については、それは免状の交付をしないということができるという規定がございます。

これは欠格条項とはちょっと違ってまして、必ず何年間かは受けられないということではなくて、そういうものについては交付しないことができると。返納した理由がどうであるかとか、その程度が

どうかということも踏まえた上で、都道府県知事が判断するということになってございます。この審査を通った者について免状が交付されるという流れになっております。

次のページでございますが、今、幾つかのルートで資格付与が行われると申し上げましたけれども、これが第1種と第2種でどうなっているかということを整理した表でございます。

第1種というのが、整理番号Ⅰのところでございますが、まず、試験に合格して、更に実務経験がある者というのが1つの要件でございます。

2番目の要件というのは、Ⅰと同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認めた者。これはそれぞれ独立で要件となっております。

第2種の方も似たようなことではございますが、整理番号Ⅲのところでは試験に合格した者、第2種の方について実務経験というのは要件になってございまして、試験合格をした者については、免状交付の資格があると、交付を受ける資格があるということになります。

その次が、経済産業大臣が指定する養成施設において必要な知識及び技能に関する課程を修了した者ということで、学校を認定しておりまして、必要な課程を教習しているということ審査した上で、私どもの方で認定をした学校を卒業したと、そこで必要な科目を履修したという者についても有資格者ということになります。

最後のⅤ番目は、第1種の方のⅡ番目と同じでございますが、整理番号のⅢ またはⅣと同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認めた者ということになっておりまして、先ほどの図で言いますと、Ⅰ番とⅢ番が左側のラインになって、Ⅱ番とⅣ番、Ⅴ番が右側のラインになっているという形になってございます。

以上が免状取得の手続の流れでございます。

国と都道府県との役割分担でございますが、先ほどの別紙1、2枚目の紙でございますが、試験の部分で国というふうに整理してありまして、その下の交付のところは都道府県というふうに整理させていただいております。

試験は、国の実施する事務ということで、実際には指定試験機関を指定いたしまして、試験を実施しているということでございます。その上で、都道府県知事が交付の事務をやるということでございますが、これはさまざまな制度の変遷があったのですが、一番重要な点だけ御説明させていただきますと、もともと試験の事務も各都道府県が実施していた時代がございます。

ただ、各都道府県が試験の実施を全部それぞれがやるというのは、かなり負担が大きいという声がございます。その試験の部分は国がやることにしよう。そのときに指定試験機関制度というのを同時に導入いたしまして、今のこのような形の基本的な枠組みができ上がったということになってございます。

恐縮ですが、一番最初のページに戻らせていただきまして、一番最後の御説明になりますが、8番の「更なる民間開放についての見解」の3番目「外部委託の範囲、実施時期等の検討状況」ということでございますが、外部委託の範囲につきましては、7.のところでは御説明いたしましたとおり、審査業務は、やはり都道府県でやっていただく必要があるというふうに考えておりますので、審査業務以外のものを外部委託できるようにするというのを地域再生プログラムにのっとりまして、平成1

6年度中に措置すべく検討をしているという状況でございます。

以上、簡単ではございますが、私の方からの説明を終わらせていただきます。

福井専門委員 ありがとうございます。

鈴木主査 さっき何とかプログラムに載っておるといふふうにおっしゃいましたね。何ですか、ちょっと聞き漏らしたんですが。

福井専門委員 地域再生プログラムです。

福井専門委員 どうぞ。

安念専門委員 大変わかりやすく要領よく御説明いただいてありがとうございます。わかりやすかったために、一層別紙1の一連のプロセスの中で、どうしても公務員が行わなければならないものがどこにあるのか、そしてその根拠は何であるのかがわかりやすいだけに、わかりにくくなってしまっていて、何か公務員でないといけないことというのはございますかね。

成瀬電力安全課長 1つは、右側の流れの方、試験によらない部分、試験による部分は試験の合格者だということで、かなり客観的にはっきりしたものになりますが、それと同等の知識、技能を有する者ということにつきましては、やはり裁量的判断が一部あり得ると。当然、要件として、こういう場合というのは定めているわけでございますけれども、実務経験というのは、それぞれ人によって実際はいろいろな経験がございます。この経験を個々の要件に該当すると見るかどうかということに、若干の裁量の幅がどうしても出てまいります。今後、この部分は、やはり都道府県の公務員の方に判断していただくことが必要であろうと思っています。

もう一つは、免状を交付しないことができるという規定の部分、先ほど御説明いたしましたけれども、完全な欠格条項ではないので、この条件に当てはまっていたら一律に免状交付できないというものではないように法律がつくられていまして、そこはまさに行政庁の判断として、この人は前に免状を返納したことがあるけれども、そのときの返納の理由はこういうことで、それから1年なり経ったところで、この人に交付をしても問題がないという場合には、交付することもできるわけでございます。こうした判断をやはり都道府県の方で判断していただく必要があるというふうに考えておりまして、この審査業務の部分は、民間に委託する部分からはちょっと除く形で検討させていただいているということでございます。

福井専門委員 これはどういう要件ですか。審査の具体的な基準と要件のポイントを教えていただけますか。

成瀬電力安全課長 審査は幾つかございますが、第1種の試験合格者に実務経験が要求されています。この実務経験は、先ほど申しましたように、実際にどういう業務をやっていたかというところで、実務経験として3年以上、あるいは5年以上と、学歴によって大学の場合3年以上、高校の場合5年以上という実務経験が決められているのですが、この3年なり5年の期間なりを電気工事に関する業務を本当にやったというふうに見れるかどうかと、こういうところを審査することになります。

福井専門委員 それは、本人からなり、何らかの書類を提出させるのですか。

成瀬電力安全課長 基本的には書類の提出でございますが、これまで実例、都道府県の実務をやっている方から聞いているところで、最初に出てきた書類だけでは、判断できないので、追加

で書類を提出してもらおうとか、こういうことはときどきあるということでございまして、この部分を民間委託して、またはそこを経由して出してもらおうというのは、かえって手間がかかることになる可能性もあるかなというふうに思っております。

本田委員 全体のイメージをつかむために、4つ質問をさせてください。

まず、第1種、第2種を受験される方が何人おられ、合格者がどれだけになるのでしょうか。

2番目の質問は、第1種に関しては、先ほど実務経験の審査をするということでございましたけれども、実務経験の審査ではねられる方はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

第三の質問は、他の資格及び実務経験者等による申請というパスで合格してこられる方は全体の何割ぐらいであって、実際の人数ではどれぐらいでしょうか。

最後に、法に規定する欠格条項というところで、交付を拒否した場合というのは、どれぐらいの件数があるのかを教えてください。

大橋専門委員 今、1番の御質問に関連して、現在、工事士資格を持っている人が何人いるのか、ストックですね。それも併せて教えてください。1種、2種別で。

成瀬電力安全課長 済みません、今、すべての数字はないのですが、ざっとどれぐらいのイメージかということをおし上げると、1種の工事士の試験を受けられる方は、年によって変動がありますが、大体1万人ぐらいの受験者がいまして、最終合格率は大体30%台ですので、3,000人の合格者ということになります。

それから、2種の方は、これは更に多くて、受験者が8万人とか、年によっては10万人までいくことも昔はあったようでございますが、それぐらいございます。

こちらも、30%台の最終合格率になりますので、年間3万人台の合格者ということになります。

累計は。

武山電力安全課課長補佐 累計はちょっとわかりません。

成瀬電力安全課長 そのほかの数字については、ちょっと調べまして、わかる範囲で後ほど提出させていただきますと思います。

本田委員 右側のパスによる合否の判定は、非常に高度な判断が必要だということですが、一体どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

成瀬電力安全課長 申し訳ございません、今、手元に数字がございません。

福井専門委員 後ほど教示していただけますか。

本田委員 何が知りたいかと申しますと、高度の判断を必要とするのがそんなに多くなければ、これは特殊例ということになり、かなりの部分を外出しできるかと思えます。

また、電気工事士の取得になぜ複数の道があるのかを教えてください。電気工事士の資格の導入時に、実際に仕事でやっておられる方を救済するために、複数のパスがあるのでしょうか。

成瀬電力安全課長 数は後ほど御報告させていただきますけれども、右側のパスは、昔の救済条項というだけではなくて、例えば先ほど別紙2に御説明した第2種電気工事士の方の認定校で必要な課程を履修した方というのは、これはそれほど少ない人数ではなく免状交付を受けているというふうに承知しております。これは、実際に学校の認定は私どもの方でやっているのですが、これは認定の申

請が出てきたり、あるいは最近ですと、学校が廃校になるということで、認定の取り消しとか、そういう事務もかなりやっています、これはそれなりの比率で存在しているというふうに承知しております。

大橋専門委員 成瀬課長の話をもとめると、要するに適正な審査というのは、行政組織である知事でやらなければ、適正な審査というのは確保できないのだよというのだけれども、それは正しくないんじゃないですかね。

なぜ、民間でやらせたら適正でなくなるのか、それは民間でやらしても適正な審査というのは十分確保できるんじゃないですかね。

そして、また、そういう適正な審査が確保できるいろいろな支えを仕組みとして講じておけばいいので、例えばプライバシーの問題だったら、ある程度、守秘義務を課すとか、そういう仕組みを講じておけば十分知事ではなくて、民間でも審査業務というのは適正さというのを確保できると思うんですけども、どうもそこら辺の説明が十分に課長からされていないような気がしますね。

成瀬電力安全課長 申し訳ございません、ちょっと説明が悪かったかもしれませんが、個人情報保護というのは、おっしゃるとおり守秘義務をかける、規定を設けるということで、一定の担保ができるという前提で当然資格に関することです。個人情報に必ず該当しますので、そういう条項は必要だろうという前提で考えてございます。

私どもは、何もなるべく抱え込んでおいてもらいたいと思っているわけではなくて、出せるものは出せるようにしたいというふうに考えているわけですが、先ほど、地域再生プログラムに載るに当たっては、やはり県から外部委託ができるようにしてほしいという要望がございまして、それを受けた形で検討しているわけですが、要望してきた都道府県の方も、外部委託をするときに、審査の業務まで外に出して大丈夫だと思っているわけではなくて、交付にかかる、免状をちゃんとその人の名前を書いて、それを送付するといった事務も全部県庁の職員がやっているというところは、それは外部に委託できないでしょうかと、そういう御要望であるということで、都道府県の方でもやはり審査事務というのを外部委託して、その部分も全部外でやるべきだというふうに考えているわけではないということも踏まえて、今、私どもはそういう考え方で。

それから、ほかにもこういう免状の交付事務、電気工事士に限らずいろいろございますが、それを外部委託することができるという規定がある法律が既に幾つもございます。そうした前例を調べて、やはり審査事務というのは、行政機関に残しているというのがほとんどであるという前例も見た上で。

福井専門委員 現行の法体系にそういうものが多いことは、我々みんな承知しておりますが、ここでの議論は、現行に多いものと横並びで何か改革の余地があるかどうかを考えるというわけではありませぬし、また、都道府県の要望した範囲でしか規制改革をしないという前提も全くございませぬ。消費者のためや、納税者のための改革ですから、要するに国法なり、必要に応じて、例えば都道府県条例を変えとか、いろいろな法令秩序を変えるための理由があるのか、ないのかということを実質に即して議論したいと思うんです。

そういう観点から見て、審査事務が都道府県に留保されていないといけないという実質的な根拠が何かというのがよくわからないんです。

福井専門委員 具体的に審査事務の中で、実務経験何年ということは、先ほどお聞きしましたが、それ以外に裁量性がある、要するに羈束されているわけではない判断というものはございますか。

例えば、今、省令の2条の5の第2号ですが、同等以上の知識、技能を有すると明らかに認められる者で経済産業大臣が定める資格というのがあるんですが、これは何のことなんでしょうか。告示か何かで具体的に定めておられるんですか。

成瀬電力安全課長 省令の2条・・・。

福井専門委員 いや、それは後ほどで結構ですが、要するに実務経験の判断、事実認定以外に何か裁量性のある判断事項があるのかどうかという点はいかがでしょうか。

成瀬電力安全課長 基本的には実務経験のところ裁量性があるところで、それからもう一つは、交付しないケースに関する判断でございます。

ちょっと今、数は把握していないのですが、ただそんなに多くないことは確かだと思います。もともと返納した人が、そんなにたくさんいるわけではないので、これにかかるケースは多くはないと思いますが、それにかかるか、かからないかの審査というのは、過去にそういうことが行われていたかどうかという条項でございますので。

福井専門委員 返納した人には、交付をしないということですか。

成瀬電力安全課長 しないことができます。

福井専門委員 それはなぜですか。

成瀬電力安全課長 なぜですかというのは、要するに返納するというのは、何か問題があって返納しているわけですから。

福井専門委員 懲戒処分代わりに行政指導によって返納させたという意味合いがあるということですか。

成瀬電力安全課長 はい。そういう人に対して、必ず何年間かは交付しないということではなくて、その程度に応じて交付をしないことができます。だから、この人がそういうのに該当するかどうかというのは、これはまさに行政的な判断を行ったところが判断を。

福井専門委員 返納についての条文の根拠は何条になりますか。一種の資格取消処分ということですね。

成瀬電力安全課長 はい。

福井専門委員 それは何条にございますか。

成瀬電力安全課長 第4条の第6項に都道府県知事は、電気工事士がこの法律または電気用品安全法の28条の第1項の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができるという条文がございます。

福井専門委員 一旦知事が権力処分として返納を発動しているから、再交付のときには、その後の事情変化を見なければいけないということですか。

例えば、この部分だけを除いて、実務経験の認定というような単純な事実認定の部分をすべて民間に移行するということがいけますか。

成瀬電力安全課長 その部分は、先ほど来申し上げているように、完全に一律にわかるわけでは

なくて、出された書類で、それだけでは判断できないというケースもございますので、そういったところの判断を正確に、客観的に明示をして外部委託することができるかどうかという問題だろうと思いますが、現時点で、これまでの実績からすると、そこまで明確に、こういう業務は実務とみなす、こういう業務は実務と見なすというのを全部網羅的に整理するということは、現実問題として難しいというふうに考えているということでございます。

福井専門委員 現在、基準はないんですか。基準がなくて47都道府県がそれぞればらばらに密室の中で権限を行使されているという意味ですか。

成瀬電力安全課長 基準としては、まさに電気工事の業務に携わったということでございますけれども、実際に出てくる申請書の書類の方で、どういうふうに書かれているかと、それをどう判断するかということの問題が単純ではないと。

福井専門委員 単純ではないことはわかるんです。あるいはごまかしがあるかもしれないというような懸念はわかるんですが、だからといって、それが民間にはできなくて、公務員のみが成し得るといふことの根拠にはなりませんね。

成瀬電力安全課長 理念的には、絶対にそれは公務員でなければ判断できないという公権力の行使であるかどうかと言えば、そうではなくて、客観的事実の判定という意味では、おっしゃるとおりかもしれません。

ただ、現実問題を考えたときに、それを民間委託できるとしたときに、今、都道府県の職員がやっているのと同じレベルでみんな判断できるようになるかということからは、現実問題を考えると難しいのではないかと考えているということです。

福井専門委員 なぜでしょうか。公務員の、要するに都道府県の具体的な審査事務の担当者は、何か特別な資格や研修によって実務経験の年数判断について特別な知見を持っている方だという保障は制度的にありますか。

成瀬電力安全課長 制度的にどうかと言われると難しいところはあるのですが、実際問題、私も公務員でございますが、公務員として業務経験を積んできている人間と、民間で業務をやっている人間と、やはり物事の見方、発想の仕方に違いが少しあるというふうに思いますけれども。

福井専門委員 この論点は、実務経験がちゃんと申請書どおりにあるかどうかということと判断する能力なり識見のことを言っているわけですね。それが、身分が公務員であるか、民間であるかどうかによって何で変わるのかという理由を教えてくださいませんか。ちょっと理解に苦しむ御主張だと思うんですけれども。

要するに、事実認定ですね。電気工事の実務を継続的に何年間やってきているかどうかというまさに事実です。微妙なことがあるということはおっしゃるとおりですが、だからといって、それを経験何年と見なせるかどうかという意味での、まさに事実認識や要件判断ということが公務員の資格と関係があるというふうには到底思えないんですが、具体的にどういう場合に公務員でないと判断できないということになりますか。

成瀬電力安全課長 先ほどから申し上げているとおり、本質的に身分としての違いの問題ではないだろうという御指摘は、おっしゃるとおりだというふうに思います。

ただ、私ども電気工事士によって事故が起こらないことを担保するために、この制度を運用している中で、理屈の上でこういうことだから、これのできるだろうということやって、これでまた事故が起きないようにできるということの判断が現時点では難しいだろうと思っているということでございます。

福井専門委員 その御判断が難しい前提というのは、公務員の方が事故を起こさない審査ができるという仮説が正しくなければ、そういう御判断は成り立たないわけですよ。どうしてそれが言えるのでしょうか。

成瀬電力安全課長 今までその業務をずっと都道府県でやってきているので、その蓄積があるということ的前提に言っているということです。

福井専門委員 経験知の世界ですね。経験知の世界であれば、その経験知の世界をすべからく、今までの拒否事例はこれで、合格事例はこれでということをしちゃんと記録に残しているわけですから、それらが公務員の人事異動に伴っても引き継がれるのと同様に、もし民間がやるようになれば、そこに引き継げばいいというだけのことではないですか。

成瀬電力安全課長 それを書類の引き継ぎだけで確実にできるかどうかというところは。

福井専門委員 書類だけでやる必要はありませんね、現に公務員が引き継がれるように具体的に説明を付けたっていいわけですよ。そうしたら、引き継がれた方が、いずれ経験知を身に付けるようになるというだけのことではないですか。

成瀬電力安全課長 いずれ身に付けるということであるかもしれませんがけれども、ではこれを変えたときに、そのときの判断で適切な判断が行われないという危険性があるんじゃないですか。

福井専門委員 人が代わって適切な判断が行われなくなる可能性があるんだったら、都道府県の職員の方の人事異動後はいつも不適切な判断を蓄積するんですか。

成瀬電力安全課長 済みません、もう一つは。

福井専門委員 いや、今の御質問にお答えいただきたいんです。

おっしゃることを貫徹すれば、およそ人事異動なんかはしてはいけない、過去何年の経験がある人以外は絶対に業務に携われないということになるように思いますが、本当にそんなことが言えますでしょうか。

成瀬電力安全課長 審査自体は組織でやっていますから、組織の全員が一変に変わるということは通常はないわけですから、それは組織としては引き継がれていくというふうに思いますが。

本田委員 実務経験の審査ということに関しては、ほぼ第1種の方だけです。1万人お受けになって3,000人強しか年間に通らないということですね。仮に5,000人パスしたとしても、47都道府県で、年間1都道府県当たり平均100人ぐらいのわけです。それを都道府県で何人もで審査しているとは、にわかに信じ難いんですが、そこはどうですか。

成瀬電力安全課長 実際にその業務に従事している人間が何人かというのは、済みません、把握はしていないのですが、ただ担当が見るといっても、当然上司がチェックするとか、そういう仕組みがあるという意味で申し上げているのですけれども。

福井専門委員 その論法で言えば、行政改革して別の組織がやるようなことは一切許さないという

のと同じことをおっしゃっていますよ。そんなことはあり得ないですね。

民間の組織が、要するに公務員でないことが固有にだめだという理由があるならわかりますが、おおよそ組織が変わったらできなくなるという途方もない議論はやめていただけませんか。

もう一つは、試験なんですけれども、試験業務と実務経験というのはある意味で連動するわけですね。例えば、実務経験があるはずの人が、試験ではほとんど点数が取れていないなどということは普通起こり得ないわけですから、例えば両者が一体であれば、総合勘案して試験の成績から見て、この実務経験は本当らしいとか、そうでもなさそうだということを、より適切に判断できるはずですね。なぜ、ここを分けないといけないのかという合理性、分ける合理性がありますか。これこそ統合の利益の最たるものだと思いますけれども。

成瀬電力安全課長 実務経験と試験の結果と総合判断をするということではなくて、2種の方は試験の結果で合格、1種というのは、更に大規模な設備をみるものですので、それは実務経験が更にそれに加わっていることを要件としているということで、それを総合判断するという考え方ではないということなんです。

福井専門委員 だから、建前上そうではなくて、実務経験がちゃんとあるはずの人が、実は試験では全然すれすれで通っていたとか、あるいはものすごく点数を取っていたということは参考にはなるんではないでしょうかということをおっしゃっているわけです。

安念専門委員 成瀬理論によると、公務員が是非ともしなければならぬ、言わば公務員の留保とも言うべき領域というのは、審査であればそうだとということでしょうか、それとも審査が完全に羈束されてマニュアル化されていけば、民間に委託してもいいのであって、裁量があるから民間には委託できないと、いずれでございますか。

成瀬電力安全課長 私どもが今考えているのは、まさに裁量の部分があるから委託できないと、裁量の部分は、例えば民間での実務経験というところ、民間に委託したときに、その企業が実務経験があると述べているところと利害関係者であったりするとか、そういうこともあり得るといことも含めて、やはりその部分は行政機関が。

福井専門委員 利害関係者の場合は、例えば忌避の制度などがありますから、利害関係がないところが審査すればいいんじゃないですか。それは、そう仕組みばいいだけのことでしょう。

安念専門委員 もう一つ、もし裁量のことをおっしゃるんなら、まさに試験は裁量のかたまりですね。どういう問題を出すのか、どの問題にどれだけの配点をするのか、何点を合格点とするのか、これはもう明らかに裁量の世界でございまして、それはマニュアル化して何か基準をつくっていくのは恐らくできない話でございます。

とすると、試験は民間に切り出せるのであれば、実務経験云々の問題は当然に民間に切り出せるという理屈になりそうなものだと、私は思うんですが、いかがなものございましょうか。

成瀬電力安全課長 ですから、指定機関ということで、そこでどういうふうにするかということは、事務規程とかも我々の認可を受けさせていますし、実施の事務を指定機関でやらせると。

福井専門委員 どういう科目にどれぐらいのウェートを置いて、どれぐらいの最低水準点で合格させるべきかというようなことについて、事細かに全部大臣が決めるんですか。

成瀬電力安全課長 それは違います。

福井専門委員 違うんですね。とすれば、ある意味ではそういう高度な試験でどういう人を求めて、どういう人に資格を付与しようかという、言わば高度の政策判断が民間指定機関でよくて、実務経験が何年だったというような、言わば極めて単純な事実認定事項が公務員でなければならないとおっしゃるのは矛盾していませんか。

成瀬電力安全課長 その部分、私の説明が非常につたなくて、うまく御説明できていないと思うんですけども、資格要件を満たしているかどうかということについての判断自体を民間機関にゆだねるといことが、現在の電気工事士を巡る状況の下で、適切であるかどうかということについて言うと、現状において、そこまで民間に開放することができる状況にあるということは。

福井専門委員 それはお答えになっていないのであって、まさに資格を付与する判断を試験でもしているわけですから、試験の方がはるかに高度ではないのでしょうかという単純な御質問です。

大橋専門委員 成瀬さん、先ほど都道府県から審査業務だけは残してくださいと、それ以外は民間委託してと、そういう要望があったとおっしゃいましたけれども、その際に、都道府県は、なぜ審査業務は残してくださいと、その理由は何とっておられるんですか。そして、都道府県が言っている理由が、成瀬さんの方でリーズナブルなものと思われるのかどうか、それについてお聞かせいただきたいと思うんです。

成瀬電力安全課長 なぜ審査の業務は都道府県に残すかということについては、彼らの要望が、それは引き続き我々がやるべきだと思っていますという言い方でしたので、明示的に、今みたいなこのような議論でそこを詰めたという議論ではございません。

福井専門委員 だとすれば、余り考えた上での議論ではないかもしれませんが、なおさらこういう場での議論を契機にして、実質的に実務経験だって、むしろ指定機関でいいじゃないかという方向で、何か具体的に弊害があるのなら教えていただくという方が生産的だと思います。

それから、もう一つ、指定機関というのは、電気技術者試験センター以外のところも当然競争的に登用されるということは考えておられるんでしょうねという確認なんですが、いかがでしょうか。

成瀬電力安全課長 これについては、今のところ1機関と、指定機関を登録機関に一括して変える改正のときも、試験をする機関というのは、登録機関ではなくて、指定機関ということで残っておりますので、私どもとしては、これを登録機関に変えて、複数のところが試験をするという仕組みに変えることは考えてございません。

福井専門委員 どうして複数であるとまずいんですか。

成瀬電力安全課長 国家資格の試験をやるところは、1つの機関が統一的な試験を行うことが適当だというふうに考えているからでございますが。

福井専門委員 例えば、最近、法科大学院の適格認定機関など複数できているのが現にあるわけです。そういうドグマは現在の日本ではないと思いますけれども。

成瀬電力安全課長 この分野の試験をちゃんとできるということが、現時点で複数あるという状況にないというふうに判断していると。

福井専門委員 もし、この何とかセンター以外のところで、うちもやりたいということが出てく

れば、完全に対等な土俵で、どちらが適切かという御判断で決め得る、そういう前提でございますか。

本田委員 付け加えてご質問させてください。現在、認定校というのを認定していらっしゃるわけですね。そこで、履修された学生さんには、試験を免除しているということは、当然認定校の履修の完了という判断を信頼していらっしゃるということですね。

であるとするならば、事実上、複数のところに試験を認めていらっしゃるということではないんですか。

成瀬電力安全課長 認定校については、適切なカリキュラム、必要なカリキュラムを教えていると。これは2年とか、3年、4年、そういう期間にわたってその科目を履修するということをやっていますので、それはその判断を信頼するというところでございますが、試験は、1回の筆記試験と、1回の技能試験ということになりますので、そこは統一的な試験機関が実施することが適切であるというふうに考えているんですが。

福井専門委員 まだ御質問にお答えいただけていないんですが、この電気技術者試験センター以外が参入してもらおうと困るという意味ですか。

成瀬電力安全課長 困るというふうに申し上げているわけではないんですが、現状において、この機関が。

福井専門委員 法令上の要件は指定試験機関のまさに申請に応じて指定するわけでしょう。だれでも申請できる建前ですから、事実上、ここに独占させようというような前提で、ここに全部やらせるということではないとすれば、ほかにも出てきて、より適性があるところがあれば交代し得るという建前であるように、今の法令の上でも見えますけれども、それはそういう理解で間違いはないのでしょうかという御質問です。

成瀬電力安全課長 それはそういうことでございます。

本田委員 もう一つお聞きしますが、エネ庁及び経済産業省から、財団法人電気技術者試験センターに退職後勤務しておられる方は何人いらっしゃいますか。

成瀬電力安全課長 今すぐは人数は。

福井専門委員 後ほど役員と一般職員に分けて御教示いただけますか。

本田委員 経済産業省からの退職者が勤務していらっしゃるということであるならば、役所と特定の利害関係がある一民間団体を単一の指定機関とするのは問題ではありませんか。

成瀬電力安全課長 先ほどの御質問に、単一でほかのところが出てきて、そちらを指定することがある得るかということは、それはお答えしたとおりあり得るということでございますので、ここが今、指定要件を満たしているという判断をしているというわけでございます。

福井専門委員 試験について別に単体でないといけないというテーゼはありませんから、なぜ複数お認めにならないのかということについて、更に御検討いただけませんかでしょうか。

養成学校については、何校ぐらいあるんですか。

成瀬電力安全課長 100校ほど。

福井専門委員 そうすれば、100とおりの言わば学校ごとの裁量に基づく、一種の試験合格者と同じ資格に相当する人たちが既に巣立って資格に付いていらっしゃるわけですね。何で一発勝負のとき

だけは1つでなくてはだめで、学校教育を経たときだけは、なぜ100校あってもいいのか。どうお考えになりますか。

要するに、この電気技術者試験センターに何が何でも業務独占をさせたい以外の理由で、そのように扱う何か合理的な理由がおりになるのでしょうか、ということをお聞きしたい。

成瀬電力安全課長 先ほど申しあげましたように、学校の場合は、かなりの期間にわたってカリキュラムに従ってやるということで、一定の質が保たれると。

福井専門委員 ということは、一発試験では質は保たれないということですか、だったらそもそも試験をやめないといけないんじゃないですか。

成瀬電力安全課長 いや、試験をやることによって能力の判定等はできているから試験はやっているわけですが、その試験をするところが100校ありますということが。

福井専門委員 ちょっと待ってください。100校の方の、要するに養成学校は継続的だから信頼性があるとおっしゃるわけですね。ということは、試験は一発勝負だから信頼性がないということにはなりませんかという単純な質問です。

成瀬電力安全課長 どうも私の説明がまずいようで、どうも誤解を招いているというか、正しく御理解いただけていないようなのですが。

福井専門委員 私は正しく聞いているつもりですけれども、後で議事録を確認していただければと思います。

成瀬電力安全課長 期間が長いことによって。

福井専門委員 期間が長いと複数あってもよくて、期間が短い、ないしは瞬間風速の試験だったら1個でなければならないという御主張ですね。それはなぜですかという御質問です。

成瀬電力安全課長 一定の期間カリキュラムを履修するという行為は、そのカリキュラムが適切であれば、そのカリキュラムを履修したということが判定できると。

福井専門委員 カリキュラムの内容や教師の選定は全部各学校がやるわけですね、組み合わせについても100通りあるわけですね。一方で、試験について、例えば100通りとか、あるいは100通りでなくても、5通りとか、10通りあったらどうしてだめになるんですか。結果、与えられる資格は同じですね。

成瀬電力安全課長 試験をやるというのは、すべての知識を網羅的に試験をするのではなくて、その知識の中の幾つかを取り出して、その知識を問う。それは、その知識を知っているということをもって、その試験の出題範囲の知識の程度を評価するわけですね。それは、カリキュラムをやっていれば、それ全体が履修されていると、知識を付与されているということの判断はそれによってできるわけですが、試験は、その出題範囲の中、どういうふうに取り上げていくかと。

福井専門委員 試験の方が正確性が少ないということの意味されるわけですか。学校ならよくその人の能力がわかるけれども、一発勝負の試験ではわからないということをおっしゃっているんですか。

成瀬電力安全課長 そういうことを申しあげているわけではありません。性格が違うということをお申しあげているわけです。

福井専門委員 だから、その性格の違いが何ゆえに片方は単数で、片方は複数ということをもたら

すのか、全く理解できないというのが現時点での印象でもあります。

後ほど何か論拠があるのであれば教えていただけませんか。

鈴木主査 ポイントとしては、要件の審査というものは留保して、免状交付みたいなところはやらしているというお話で、免状の交付は結構なのですけれども、審査の方の、要するに現実の資格という問題、実務経験というようなところは、かなり機械的な判断でやらざるを得ないでしょうね。

それで、おっしゃっているような裁量のところというのは皆無だと私も言っていないから、それは受託した民間の機関が、こういう裁量をやっているかということや都道府県知事に対して聞くという、そういうシステムをつくれれば、そんなにぎくしゃくした関係にはならないのではないかとこの中で、審査も含めて、ここのところを一括して民間に出せないのかという問題。その問題と、それから複数の、これは何もおたくだけではなく、指定審査機関は、我々はなるべく複数で競争的な関係を持たせたいという基本的な考え方を持っていますので、その2つの視点で我々は今後、この問題を取り組んでいくということを今日は申し上げておいて、そのことをひとつ御研究なさって、次回来るときには、それに対してお答えいただけるような、勉強してきていただきたいと、こういうことをお願いしておきます。

福井専門委員 よろしく申し上げます。

大橋専門委員 最後に追加質問として、電気工事士の免状交付事務について、包括的な委託とか、アウトソーシングすることを制限している、法令が現在あるのかどうか、ないのか、それである場合には、具体的な内容及び制限の合理的な説明について、後ほどでいいですから、事務局にペーパーで出していただけませんか。

成瀬電力安全課長 はい。

福井専門委員 どうもありがとうございました。

(経済産業省原子力安全・保安院関係者 退室)

(経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部関係者 入室)

福井専門委員 お忙しいところ、お疲れ様でございます。

それでは、大変時間が押してしまして、恐縮ですが7～8分で御説明をいただけますか。その後質疑ということをお願いします。

平野政策課長 それではお時間もありませんので、早速説明に入らせていただきます。

私は、資源エネルギー庁の資源・燃料部で政策課長をしております、平野でございます。本日のヒアリングの私どもに関連するテーマといたしまして、鉱業権関係で3点ございます。

鉱業権の登録、それから制度の流れから言えば登録の前段階である鉱業権設定のための許可の審査、それから租鉱権の登録と3点になっております。

お手元には、そちらの方からいただいております調査票に関します答えとともに、1枚紙で、手続の系統図というものを付けてございますが、こういう図がございます。ごく簡単にこれで概要を説明させていただきます。

鉱業法によりまして、鉱業権というのは定められておりますけれども、鉱業権というのは、鉱物を採掘して取得する権利ということでございます。ただし、御案内のとおり、鉱害を発生させてはいけ

ないとかの公益との調整が、法律上いろいろ担保される形になっております。

もう一つ租鉱権といいますのは、既に他人が鉱業権を持っている際に、それを借りて、そこで採掘をさせてもらう、鉱業権の貸与を受けるといようなことだとお考えいただければよろしいかと思えます。鉱業権については、許可でございますけれども、既に許可を得られた鉱区で採掘するということで、租鉱権については認可という手続になります。

鉱業権自体は、更に2つに分かれていまして、試掘権と採掘権というのがございます。そこに経済的価値のある鉱物があるかどうか、あるいは石油とか石炭、そういうものがあるかどうかということを確認するために、まず試掘行為を行いますので、一般的には最初に試掘権というものを許可して、試掘してみてこれは有用だということになれば、その次に採掘権の申請があって、許可となるケースが一般的には多いです。

手続的には、出願がまいりますと、まずそれが形式的に内容が整っているかどうかということで確認をいたしまして、それで受理されますと実際の審査業務に入ってまいります。このフローチャートにございますように、審査に当たりましては、重複関係調査、これは既に他の鉱区が設定しているところを、重複して申請してきてないかどうかということの調査を行うものでございます。

同種異種判断というのは、同じ鉱区でも全く異なる鉱床がたまたまありまして、既にこれは鉱業権設定されているけれども、例えば、下に別の鉱床があって、これを採りたいという場合には、別途鉱業権を設定することができるようになっておりますので、それが同種のものなのか、違うものなのかということ判断するというものがございます。

その次の段階に入りまして、経済的価値判断、他権益調整というのが出てまいります。これは、無用な開発行為をしないということで、ねらっている鉱物資源が十分経済的価値を有するかどうか。経済的価値を有しない場合は許可してはならないというふうになっておりますので、まずそういう判断をします。それから、他の権益というのは、法律上、保健衛生、文化財とか、あるいは農業や林業、漁業といった他の産業、そういったものとの権益調整、経済的価値判断とのバランスのようなこととなります。この開発を行うことによって得られる経済的価値と、それによってほかに何らかの権益が侵されるとか、そういう場合に、バランスから見てどちらを取るべきかといったような、複雑な判断をするということでございます。

その上で、問題ないのではないだろうかという判断をいたしますが、実際には地元の県知事に協議をしまして、その協議を行った上で、必要に応じて実地調査とか、そういうことも行います。

その後、ここに試掘転願命令とか、採掘転願命令という言葉が出てまいります。これは直接ここで採掘をしたいという、まず採掘権の方の申請が出てきたときに、これは本当に有用かどうかもう一回試掘をまずして、そこから確認をなささいという場合には、この命令をかけまして、最初にまず試掘をさせるということができることになっております。

その逆に、採掘転願命令というのは、試掘をしたいという申請が出てきたときに、そこにはもう既に非常に有用な鉱物があるということが明らかになっているので、国益のためにはそんな試掘ということではなくて採掘を先にやりなさい、という仕組みになっています。

こういった判断を踏まえて、最終的に許可をするということになります。その後は登録免許税を

納付いただきまして、今度は登録手続に入ってきます。

登録がなされますと、その後、今度は施業案というのを出示いただきまして、これは実際に採掘する際の実施方法です。採掘のやり方が悪いと、鉱害が起きるとか、災害が起きるといことがございますから、本当にやり方が大丈夫かどうかということで、ただし試掘の場合はそれほど大きな開発行為を行いませんので、これは届出でいいことになっております。一方、採掘の場合は国の認可が必要ということで、その施業案の認可とか届出までがされると、最終的に着手という形になります。

ただ、そういう段階になっても、例えば、6か月以内に着手しない場合には、未着手ということで、勿論本人の申し出によりまして、その期間の延長ということではできますが、それが無い場合には聴聞を開いて鉱業権の取り消しということもあります。

一連の流れはこのようになっております。

それでは、早速そちらの方からのヒアリング調査票に基づく御説明をさせていただきます。

まず、鉱業権の登録でございますが、ちょっと時間の関係もございまして、鉱業権の登録と租鉱権の登録というのが、先ほど申し上げましたように、鉱業権そのものを付与する場合と、言わばそれを貸与するようなケースでございますけれども、基本的には同じ手続をしておりますので、一緒にまとめて御説明をさせていただきます。

実態的に、鉱業権の登録の事例というのは、ここにはちょっと書いてはございませんが、平成15年度の実績ですと、鉱業権、それから先ほど申し上げました租鉱権全部合わせまして、登録が年間に2,400件程度でございます。そうしますと、1局1日当たり1件程度と、そんなに多く件数があるものではございません。そういったこともございまして、ここに従業者数とございますが、1つの局、全国でこの下にございますように、経済産業局が8つ、それから沖縄については内閣府の沖縄総合事務局で、全部合わせますと9局ということになりますが、1局当たり平均すると0.7人、1人にも至らない、ほかの業務、それから勿論鉱業権そのものの許可業務とか、ほかの業務も兼務して、1人の人が当たるということでございますので、実質的には1人もかからない人数でやっている状況です。

それから、予算的にもここにございますように、120万とか、そのぐらいの予算の中でやっている業務でございます。したがって、そんなに大きな業務をやっているということではございません。

次のページに移っていただきますと、登録の流れでございますけれども、先ほど申し上げましたように、一旦許可がされたものと、一旦登録されているものが、譲渡によりましてその権利義務が移動するケースがございます。ここにありますように、(1)は職権によって登録、許可、あるいは取り消しがなされたときに、それを台帳に登録したりするような業務でございます。その内容の審査とか、あるいは登録、そして登録した内容を相手に通知する。それから、これを登録いたしますと、実は鉱区税というのを毎年事業者は払う必要がございますので、こういう登録がなされましたよということを、税の徴収をする都道府県に知らせる。それから、鉱山保安監督部というのは、鉱山保安法という法律がございまして、鉱業を営む際に、それに伴って、例えば、地盤沈下でございますとか、鉱害とか、そういうことを起こさないように、こういう法律がかかってきますので、こういう形で新たに鉱業権が設定されましたよと。あるいは、鉱業権が持っている人が変わりますよということで、それを通知してあげるという業務がございます。

それから、申請に基づく方は、譲渡等によりまして。

福井専門委員 済みません。この手続のところはもう結構でございますので、要するに、論点に関する部分の御見解だけでお願いします。

平野政策課長 わかりました。それでは、3ページ目に入っていただきまして、今、申し上げましたように、基本的に登録業務そのものは、機械的に内容を判断して行うという行為でございますから、政策判断を伴うものではございません。

その次に5ページ目に移っていただきまして、しからば政策判断が入り込む余地がないのだから、民間にやらせてもいいのではないかということで、そちらの方から問いをいただいているわけでございますけれども、(答)の方にございますけれども、私どもは次に申し上げますような理由から、必ずしも民間にはなじまないのではないかと考えています。確かに政策判断を行う余地は余りないのですが、それはひとつには物件に関わる登録の原簿の管理が当然必要になってくるわけございまして、そうすると実際に登録をしようとする、原簿と突き合わせるとか、それから最終的にはそこに書き込むとか、そういった行為というのは、最終的に国としてちゃんと管理してやる必要があります。そうすると、業務の一部を仮に外注的にやらせるとしても、先ほど申し上げましたようにまず、今でも大体1局当たり1人もかからないぐらいの人数で効率よくやっていますので、ここに更にそれを外注するとなると、逆に人を増やすということにもなりかねません。

それから、そういった形で人がまた介入してきますと、関与する人間が増えれば、その分だけ機密情報の漏洩といった問題も出てきます。そういったことからすると、今やっている形態というのが、ある意味最も効率的と言いますでしょうか。これを開放することによって、どれだけのビジネスにつながるのか。あるいは、それが国の業務の効率化ということにどれだけつながるかということ、件数自体も先ほど申し上げましたように非常に少ない。あるいは、実際やっている人もそのぐらいの程度でやっているということも含めると、なじみにくいのではないかとというのが、正直なところ私どもの考え方でございます。

これは、租鉱権についても、基本的には同じでございまして、登録業務そのものに決して政策的判断ということではございませんが、業務の内容自体がそういう内容であることと、それからやはり原簿自体は、これは物権に関わる問題でございますから、きちっと管理は国がしなければいけないということからしますと、そのこのところはどういう形で、どの程度の民間の介入がなり得るのかというのは、余りないのではないかとというのが、私どもの考え方でございます。

続きまして、6ページ目からが、鉱業権の先ほどの許可自体でございますけれども、ここにございますように、1局当たり平均2.8人ぐらいが携わってまして、予算額にしますと7,000万ぐらいということでございます。

ただ、鉱業権を付与するかどうかということで、鉱物の経済的価値を判断する際には、申請者からその鉱物を実際に持ち込んでいただいて、それを分析するというのもございます。そういうような分析業務については、むしろ民間に行わせるのが適切だろうということで、既にそのこの鉱物の分析業務については民間分析会社に一部委託するという事は行っております。

それから、実際の申請件数からいたしますと、ここに書いてございませぬが、14年度の実績で年間

に 900 件強ぐらいということで、1 局当たり月にして 8 件程度ということで、数としてもこれもそんなに多いものではないと思います。

次のページからは、審査の手続でございますが、これは先ほど冒頭に御説明いたしましたので、割愛をさせていただきます、8 ページ目に政策判断の話がございます。私どもは先ほど御説明させていただきますように、経済的価値と他の公益との比較といったことで、高度な政策判断を要すると考えています。

具体的に申しますと、最近この鉱業法の関係で政策判断を非常に求められるケースというのは、一般の方々の自然環境に対する意識とか、そういうのも非常に高まっております、最近、鉱業開発をやっている場所について、いろいろと運動をされている方から、それが本当に環境に影響ないかどうか、鉱業法に基づくいろいろな書類について情報公開しろとか、そういうのが出てきておまして、この辺のところは今後より判断を要するところだと思います。

もう一つは、鉱業権と申しましても、陸地だけではございませんで、海域の、特に石油とかガスの鉱業権というのもございます。これにつきましては、他国との関係がございまして、排他的経済水域未確定の地域で国益をかけた判断が必要になるものもあります。こうした場合の判断は、極めて高度な判断を要する事項だと私どもは考えております。

こういった政策判断は、民間ができるものとは思いませんので、やはり鉱業権そのものの許可に関する業務としては、国が行う必要があるだろうという考え方を持ってしまして、その点は私どもの（答）の中に書かせていただいているところでございます。それから、特にマニュアル化とかガイドライン化はどうかということもございませけれども、今、申し上げましたように、いろんな権利との調整ということもございまして、なかなかマニュアル化できない。それから、定量的判断、一定の要件を満たせば機械的に付与するもの、例えば、運転免許とか検査なんかはそうかもしれませんが、基準があって、それを超えれば合格とするというようなものと違まして、非常に判断自体が抽象的、あるいは非常に多様な判断を要するものでございますので、なかなかマニュアル化とかガイドライン化でもって対応できるというものとは、ちょっと性格が違うのではないかとというのが、私どもの考え方でございます。

それから、仮に公的関与が不可欠な政策判断があるとしても、それ以外の部分については民間開放できないかという御質問がございます。私どももそういった点を踏まえまして、先ほど審査の手続の中で申し上げましたが、その中では、例えば、重複がないとか、そういったところはある程度機械的に判断できるところでございます。そういったところについて、一部民間開放が可能かどうかということも検討いたしましたけれども、その辺はある程度電子化されたデータベースで単純に照合して、自ら職員が一貫した審査の中で行っておりまして、むしろそういったことを外注とかそういう形になりますと、やり取りとかそういうことも含めてかかって煩雑と言いますでしょうか、時間やコストが余計にかかるのではないかと。そういうことになりますと、実際に申請者からしてみても許可が得られるまでにかかって時間がかかってしまい、必ずしも好ましくはないのではないかと考えます。

また、先ほど申し上げましたように、鉱物の分析のように民間にゆだねた方がむしろよいと考えられる業務については既に民間に委託しているわけでございまして、現在行政でやっている事務につい

ては、特定の担当が一貫して行う方が効率性、あるいは情報のリークの面とか、そういったことも含めてよいのではないかというのが、私どもの考え方でございます。

以上でございます。

福井専門委員 ありがとうございます。

安念専門委員 よろしゅうございますか。先ほど高度の政策判断の一例としておっしゃいました外交上の問題ですが、例えば、領有権が問題となっているような島、島嶼の近辺での鉱床が発見されたとして、それが本格的に採掘するとなると国際的なコンフリクトを起こすかもしれないというふうに判断されたときに、不許可にすることができますか。

平野政策課長 そこは、外交的な努力を行いつつ確な判断をしていくこととなります。

安念専門委員 勿論、民間開放する場合に、そのような国際関係上の配慮について民間開放しろなんて言っているわけではなくて、私どもの主張は、要するに、局の現場でやっている仕事を民間に切り出してはいかがですかということをお願いしているわけです。

平野政策課長 先ほど申し上げましたように、局のレベルで判断して実際に行っているものにつきましても、他の公益との関係、林業とか、ほかの産業との調整をどうするかという問題とかを許可に際して判断しております。

また、自然環境とか、そういうこともありますから、そのあたりの調整をどうするかというところで、これを許可とすべきか、不許可とすべきかということについては、一定のマニュアル化をしてみるとしても、余りにも考慮すべき要因は多岐にわたるものがございまして、それから、一定の基準を満たせば、これはすべて合格にするとか、そういうわけにはできませんので。

福井専門委員 現在はどういうふうに調整されているわけですか。環境とか、農業、林業との調整ですけれども。要するに、どれぐらいの案件で問題になっていて、あるいは反対運動がある場合に、どういう基準でゴーサインを出したり、拒否したりするのかという点の実態は、いかがですか。

内川政策課鉱業法規専門職 鉱業法の中に、不許可事由というのがございまして、その中で保健衛生ですとか、他の産業への影響ですとかを考慮して不適切なケースは不許可としております。

福井専門委員 35条は今、手元にあるから見て言っているのです。この具体的な判断事項の考慮要素ですとか、あるいはウェート付けの基準を教えてくださいたいのですが。

内川政策課鉱業法規専門職 一概に定量化は困難だと思うのですが、例えば、鉱業をやることによって、粉じん等が発生する場合に、それが近隣の住民に対してどれぐらいの影響があるのかを考慮します。

福井専門委員 汚染水準とかを定量的に事前に調査されるのですか。

内川政策課鉱業法規専門職 出願者から、どういう鉱害対策を取るのか、それによってどれぐらい粉じんが舞うのかとか、そこら辺は今までの事例の蓄積等がありますので、そういった事例から類推して適切かどうかというのを判断していくと。

福井専門委員 そういった判断は、粉じんと、人の健康ですとか、農業の汚染とかとの関係で一定の蓄積があれば基準化されているというのが、局ごとの判断なわけですね。

であれば、それを局長でなければできないということになりますか。それはむしろ技術的判断であ

り、専門的判断なわけですね。政策的判断というよりは、むしろこれは学術的、技術的、科学的判断じゃないですか。

平野政策課長 そのこのことは、鉱業法の精神は、貴重な日本の鉱物資源の開発を促進して公共の福祉を増大させるものであり、採掘によって得られる経済的価値を評価して、そしてその他の公益との関係をどこまで調整するかということになります。実態的には、関係省庁等と具体的にすり合わせて調整するとか、そういった調整行為とかが結構でてまいります。

福井専門委員 調整の場合も、勿論確かに役所同士だと、事実上、今、スムーズな関係があるというのわかりますが、別に他方が民間だって調整主体になり得るわけです。法令で授權すればいいわけですから、その場合に何か支障があるか。どこの役所でも、権限があるところとなら交渉しますね。

あとは、どれぐらいの粉じんの汚染水準を想定するのかといったことと、それから、まさにこの鉱物の経済的価値との一種の比較考量ですから、それは勿論現在の経産局長だって、一定の基準をお持ちになってやってらっしゃるはずでしょうから、全く裁量の中で密室でブラックボックスでやるというわけでは決してございませんね。そうすると、大綱的な基準を与えておいて、微妙なものについては、例えば、協議しろなどという形であれば、十分民間開放が可能なのではないのでしょうか。

平野政策課長 それはただ一律の定量的な基準化というのは、実態問題としては、非常に難しいと思います。

福井専門委員 だから、定量である必要はないのです。定量である必要はなくても、大まかに言えばこういう基準で今までやっているという蓄積はあるでしょうから、その線の延長線上でやってくれということにする。非常にデリケートなものについては協議してくれということです。

平野政策課長 その線の延長線と言っても、それはやはり蓄積があって初めてそういったことができるわけです。

福井専門委員 局の蓄積を生かせばいいのではないですか。

平野政策課長 どういうふうに生かせるのですか。

福井専門委員 今、局でやっている蓄積から一定の何らかのガイドラインなり基準なりが出てこないとすれば、今の運用自体が無茶苦茶だということを意味するわけです。そうじゃないと思われましてから、そうであれば継承できる基準になっているのではないのでしょうか。

平野政策課長 そこは、先ほど申し上げましたように、定量的な基準みたいなものがあれば、それをこれを超えたからセーフとかと言えるわけですが、実態問題としては非常に難しく、かつ、先ほども申し上げましたように、他の権益、例えば、林業や、漁業や、そういうところとの複雑な調整があるわけです。それは、簡単なマニュアルをもってしてできるものではないと私どもは考えております。

福井専門委員 それが本当に公務員の専売特許でなんだろうかとというのが、ここでの論点です。

本田委員 今、9局あるとおっしゃいましたけれども、そうしますと局ごとに御判断が微妙に違うことがあるということでございますか。

平野政策課長 これは、基本的には個別のケース・バイ・ケースになりますから、やはりそのケースに即してみないと判断できないこともあろうかと思えます。

内川政策課鉱業法規専門職 大まかな基準は通達の方で出していますが、鉱業を行う場所の気候ですとか、地形ですとか、あるいは施設ですとか、建物の設置状況によって、それは千差万別ですので、それについて個々の基準を示すことはまず困難でございますから、そこまでの詳細な基準は定めてはございません。

福井専門委員 具体的な基準で文章化されているものを後ほどいただけませんか。今、通達があるとおっしゃった。更にその細目基準などを局ごとに決めてらっしゃるのであれば、それも合わせて御教示いただけますか。わかる範囲で結構です。

平野政策課長 先ほど御説明申し上げました手順の中で、施業案というのがございました。これは、実際に行為を行う際に、いろんな開発の行為に伴って、鉱害だとか、あるいはいろんな災害とかを起こしてはいけないので、施業案を認可する際にどういう判断で認可するとか、そういったものについては通達は出ています。

福井専門委員 公益判断との調整で、デリケートで微妙なもので、非常に調整が難航したとか、あるいは判断に困ったとか、何か代表的なもので結構ですので、幾つか後ほど、具体的な場面を教えてくださいませんか。

平野政策課長 はい。

本田委員 現在9局で御判断に関わっておられる方々のバックグラウンドというのは、どういうものなんでしょうか。どういったような教育をお受けになって、省内でどういうトレーニングをお受けになって、バランス感覚を見に付けるとこの判断ができるのか。概略で結構ですので、お答えいただけますか。また、異動はどれぐらいのインターバルでやってらっしゃるんでしょうか。

平野政策課長 実際には、資源、もともとの専門からしますと、資源工学とか、そういう関係の専門性を持った人が入りまして、その上で人事ローテーションからいたしますと、こういった部署と、先ほど出てまいりましたけれども、鉱山保安監督局というのがございまして、鉱業活動に伴ういろんな沈下、災害、鉱害防止、そういったことに関する保安業務の規制監督を行う部署がございます。そういったところを回ったりとか。

したがって、鉱山に関わる規制とか安全とかを、あるいは勿論鉱業法そのものの施行に関わる部分とかを割と経験している人が、ローテーション的に回って、例えば、本省に來たりとか、そういう形でやっておられる方が多かったというふうに、私は理解しております。

福井専門委員 守秘義務について、何か所かお書きにもなっておられます。契約で守秘義務を課すのではまずいという御主張なのですけれども、民間開放を既にされている行政事務で、個人情報の不適切な処理が問題となったというのは、これはどの事例のことを具体的におっしゃっているのですか。要するに、守秘義務を契約書で課していたにもかかわらず、それに従わなかったという事例があるということですか。

浅野政策課企画調整一係長 はい、そういうことです。

福井専門委員 具体的に教えていただけますか。

浅野政策課企画調整一係長 少々お待ちください。

福井専門委員 何件ぐらいあるのですか。

浅野政策課企画調整一係長 全部で何件、というふうには調べてはいませんが、自治体なり行政機関なりが持っている個人情報についての不適切な取り扱いとして、例えば、1つ例をあげますと、ある自治体で、市の業務を委託している情報処理会社のシステムエンジニアが、予防接種のお知らせなどの個人情報が記載された書類を自宅に持ち帰った後に、家庭ごみと一緒に捨ててしまったという事案があります。

福井専門委員 それは、守秘義務の問題というよりは、情報管理の一種の軽率さの問題ですね。守秘義務というのは、意図的にそれを得るとか、あるいはだれかの利害のために漏らす。こういうことを言っているわけで、そういう例はあるのですか。置き忘れというのは、学校の先生とか公務員だつて、重要書類を車の中に置き忘れて盗られたりとかの事件は、公務員だつて山のようにあるわけで、公務員におけるこの種の軽率さ、あるいは意図的なものも含めた事故発生件数よりも、民間委託先で守秘義務がかかっている場合の方がなお多いという統計的裏付けはありますか。

浅野政策課企画調整一係長 いえ、そういったことをここで申し上げているわけではありませんで。

福井専門委員 そういったことをおっしゃるのでなければ、無意味か有害かのどちらかですから、おやめになっていただきたいのですけれども。ここで言っているのは、公務員の今の組織形態でやり続けることと、何らかの担保措置を課した上で民間にやらせるのと、どちらかがいいでしょうかという議論をしているわけですから、それは作爲的で極めて有害な御主張じゃないですか。今のような前提ですと。

浅野政策課企画調整一係長 我々が申し上げたいのは、平均2.6という極めて少人数で。

福井専門委員 そんなことを言っているのではないのです。守秘義務のことを言っているのです。

浅野政策課企画調整一係長 ですから、ここで我々が書かせていただいたのは、現在極めて小さなサークルの中で仕事をしており、その中で仕事は完結しているのに、わざわざ関係者を増やすというのは徒に漏洩リスクを高めるだけであるということです。

福井専門委員 関係ないことを言わないでください。今、申し上げているのは、10ページの、例えば、上の段のことを言っているのです。人数の対象のことではございません。

ここで書かれているように、もしそういう御主張だったら、ちゃんと統計的裏付けでもってものを言っていたきたいですし、これは明らかに虚偽の御主張ですよ。今お聞きしたこと自体が如実に表わしていますけれども。

更に言えば、委託契約で仮にもし守れないことがあったとしても、法令上の守秘義務ということがあり得るということは、私どもの8月の中間とりまとめでも前提としております。それでも、なおかつ問題が起こる場合があるのかどうかという議論も併せてやっていただかないと、極めてアンフェアだと思います。

平野政策課長 この文章をよくごらんいただくとわかりますけれども、基本的には作業量も少ないですから、1人の人間が一貫していくつもの作業をやりまるところを、ある部分だけ民間にゆだねるということになれば、そういうことになれば、当然それに関与してくる人間が増えますでしょうと。そうなれば、その分だけ漏洩するリスクも高まるということを行っているのです。

福井専門委員 その論法でいけば、公務員の組織が大きくなったり、関わる人数が大きくなれば、やはり漏洩のリスクが高まりますから、およそ数を増やしてはいけないというのと同じ御主張ですね。

安念専門委員 本来調整が必要だとおっしゃったわけですから、それは同じことだと思います。ついでに申しますと。

平野政策課長 しかし、今こういう小さな規模でやっているにもかかわらず、改めて一部分だけを分けて外部の者にやらせるとなれば、それだけ当然そこに関与する人間が増えるわけですから。

福井専門委員 それは実証が必要ですし、そうであれば公務員の中の組織だっていっぱい不祥事があることとの比較においてものを言っただけが必要がある。

平野政策課長 ですから、比較しているわけではなくて。

福井専門委員 リスクの問題ですから、同じことですよ。リスクの問題というのは、公務員の世界ではどうかということですよ。

平野政策課長 ですから、関与する人間や組織を増やすことの方が、リスクは高まるでしょうと申し上げているわけです。

福井専門委員 それと言えるためには、委託した場合の方が事故等が多いということが言えていなければ、それは観念の産物です。

平野政策課長 いや、リスクというのは、当然そこに介在する人数や組織の数が増えれば増えるだけ確率は高まるということをおっしゃっているのです。

福井専門委員 ですから、それであればさっきから御指摘申し上げているように、現に起こっている事件でちゃんと実証していただかないと、全く説得性がないと思います。

平野政策課長 現に起きている事件では実証できないのです。

福井専門委員 ここに現に書かれているから申し上げているのです。では、そもそもこのようなことを書かなければいいじゃないですか。ご自身の御主張を踏まえて私は御指摘申し上げているわけです。不適切な処理の事例があるということを書かれているから、それは余りにも軽率ではございませんかということですよ。

浅野政策課企画調整一係長 「他法令関係の行政事務において個人情報への不適切な処理が問題になった」という我々の記述のどこが不適切でしょうか。私が先ほど申し上げました事例は、守秘義務を課したか、課さなかったのかという議論ではなくて、守秘義務を課そうが課すまいが、介在する人間が増えればリスクが高まるという。

福井専門委員 例があるから民間開放が不適切だという命題は、どうやって証明するのですか。

浅野政策課企画調整一係長 ですから、繰り返し申しますが、守秘義務を課そうが課すまいが、作業を外注するということは、リスクは伴うということですよ。

福井専門委員 外の問題ではなくて、既に例があるから民間開放ができないとおっしゃっているんだとしたら、既にある例、要するに、委託契約で守秘義務を課した例と、そうでない例とでちゃんと分けて、比較して議論していただかないと、極めてミスリードだということを、何度も繰り返し申し上げているのです。

浅野政策課企画調整一係長 こういった事例があるからと言って、直接的にダメだと言っているわ

けではなくて、こういった事例もかんがみれば、リスクはあるというふうに言っているわけですよ。

福井専門委員 「かんがみる」ということは、理由の考慮じゃないですか。そういう詭弁を弄するのはやめていただきたい。

浅野政策課企画調整一係長 どこが詭弁でしょうか？直接な理由ではなく、これは参考事例ですよ。

福井専門委員 参考にするということ、理由の1つとしているということとどう違うのですか。そういう奇妙な論法を振りかざすのはやめていただけませんか。

大橋専門委員 これはどんな事例なのか、後から出してください。ここまでわざわざ書かれるんだから。

浅野政策課企画調整一係長 はい。

福井専門委員 契約書の内容も教えてください。どういう形で守秘義務で縛っていたのかも合わせて調査して教えていただけますか。

本田委員 加えまして、経済産業省で過去10年間書類の紛失、その他、置き忘れというのが全くなかったというふうなことなんでしょうか。それともそういうことがあったということがございましたらば、それも一覧表にしてすべてお出しいただきたいと思います。

福井専門委員 時間もまいっておりますので。

平野政策課長 私どもも、そこまで全部調べられるかどうか不明なのですが、したがって、勿論私どもも決して公務員であれば間違いを起こさないとか。そういったことを申し上げているわけではなくて、私どもは今、限られた中で、限られた組織の中でやっていることについて、その一部を外に出すということになれば、それは当然その分関与する人間が増えるとか、あるいは情報のやり取りという中で、そういうリスクもあるということをお知らせしているということでございますけれども、基本的には先ほども申し上げましたように、今やっている状況からそういったことを増やせば、当然コスト的な面も含めて、必ずしも効率性が高まるというものではないということでございます。

福井専門委員 その点は、自己負担を前提にして、要するに、実際のコストを徴収するという前提で、それを民間がもしやってもいいというのであれば、それは経産省が心配されるべきことじゃないですよ。

本田委員 次にコストの方のお話に行きたいと思うのですが、この7,000万円というのは人件費も含めて7,000万円ということでございますか。

平野政策課長 これは違います。事務処理にかかるお金でございますから、それに関わっている人の人件費は、その中には含まれておりません。

本田委員 人件費は、御省の場合、報酬から福利厚生費まで含めて、平均お1人当たり年額お幾らでしょうか。

平野政策課長 すみません。それは今、把握しておりません。

本田委員 それも出していただけますか。ちなみに、やはり人件費の問題と、あと役所の場合には、やはり雇用の問題があると思います。私、別に不要になったらいつでも解雇すべきという論者でもございませぬが、こういったような鉦工業関係というのは、需要も変動していくと思いますので、これを固定費で抱えるということの問題ですね。

ちなみに、日本の場合には退職金というものもございますので、現在の経済産業省技官の方のお一人当たり平均の退職金、それから現在従事していらっしゃる方の退職までの平均在勤年数、これもいただけますか。

そこまで全部勘案して、コスト的に本当に見合うのかどうかというのは、ひとつ見てみる必要があるのではないのでしょうか。

福井専門委員 大変恐縮ですけれども、お時間がまいっております、次のところがお待ちになっておりますので、また後ほど議論を深めていければと思います。

どうも、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

大橋専門委員 平野さん、最後に追加質問ということで、今回の質問には入ってなかったのですが、今日御説明いただいた鉱業権の登録以下、3つの事務について、包括的な委託を制限している法令が現にあるのかどうか、もしある場合には具体的な内容、更にはその制限のどうして存在しているのか、その合理的な説明にして、後ほど申し訳ございませんが、事務局の方にペーパーで。

平野政策課長 申し訳ございません。御質問の趣旨が。

大橋専門委員 では、これをわたしてください。

平野政策課長 ありがとうございました。